

# 平成18年度旧司法試験第一次試験 実施打合せ考査委員会議配布資料

(平成17年11月11日)

資料1	平成18年度旧司法試験第一次試験考査委員名簿	1
資料2	平成18年度旧司法試験第一次試験実施予定表	2
資料3	旧司法試験第一次試験出題形式及び試験問題数	3
資料4	司法試験第一次試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて	4
資料5	司法試験第一次試験点数配分	5
資料6	司法試験第一次試験合否判定方法・基準	6

# 平成18年度旧司法試験第一次試験考査委員名簿(15名)

平成17年11月11日現在

科目	氏名	ふりがな	所属・役職
人文学	長崎 健	ながさき けん	中央大学文学部教授
	大内 宏一	おおうち こういち	早稲田大学文学学術院教授
社会科学	渡部 茂	わたべ しげる	大東文化大学経済学部教授
	押村 高	おしむら たかし	青山学院大学国際政治経済学部教授
自然科学	里見 大作	さとみ だいさく	東京大学大学院総合文化研究科教授
	中田 宗隆	なかた むねたか	東京農工大学大学院生物システム応用科学 研究科教授
英語	西村 義樹	にしむら よしき	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
	熊代 敏行	くましろ としゆき	慶應義塾大学法学部助教授
フランス語	石井 洋二郎	いしい ようじろう	東京大学大学院総合文化研究科教授
	鈴木 秀生	すずき ひでお	外務省経済協力局無償資金協力課長
ドイツ語	重藤 実	しげとう みのる	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	木村 徹也	きむら てつや	外務省領事局邦人テロ対策室長
中国語	刈間 文俊	かりま ふみとし	東京大学大学院総合文化研究科教授
	泉 裕泰	いずみ ひろやす	外務省アジア大洋州局中国課長
ロシア語	安岡 治子	やすおか はるこ	東京大学大学院総合文化研究科助教授

## 平成18年度旧司法試験第一次試験実施予定表

事 項	期 日	備 考
考 査 委 員 任 命	平成17年 10月18日(火)	
実 施 打 合 せ 会 議	11月11日(金)	午前10時30分から (司法試験審査委員室)
試 験 公 告	11月14日(月)	
願 書 受 付	自11月15日(火) 至11月30日(水)	
試 験 問 題 受 領	11月25日(金)	
問 題 印 刷	自12月12日(月) 至12月15日(木)	
試 験 実 施	平成18年 1月12日(木)	
答 案 整 理	自 1月13日(金) 至 1月17日(火)	
答 案 配 布	1月18日(水)	
答 案 ・ 採 点 表 受 領	1月31日(火)	
採 点 整 理	自 2月 1日(水) 至 2月 3日(金)	
及 落 判 定 会 議	至 2月 6日(月)	午後1時15分から (司法試験審査委員室)
合 格 者 発 表	2月 7日(火)	
合 格 証 書 授 与	2月16日(木)	



## 司法試験第一次試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて

(平成16年11月12日司法試験考査委員会議申合せ事項)

### 1 無効答案

次の答案は無効答案として0点とする。

- (1) 故意，過失を問わず，解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される余事記載のある答案（採点した答案に当該答案が存在した場合には，採点報告の際，該当事項を書き添えて事務当局に通知する。）
- (2) 指定の筆記具（黒インクのボールペン又は万年筆）以外で記載された答案（事務当局が採点前に当該答案を発見した場合には，当該答案に下記の表示をして考査委員に通知することとする。）

表示例

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審査番号</div>
本答案は，指定の筆記具以外で記載された答案につき，採点は無効（0点）で処理願います。
司法試験委員会庶務担当

### 2 答案用紙の取違い（論文式，外国語）

答案用紙を取違えた場合は，無効（0点）とする。

ただし，正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案については，事務当局において答案用紙欄外にその旨表示してあるので，正規答案として採点する。

表示例



## 司法試験第一次試験点数配分

(平成13年11月16日司法試験審査委員会議申合せ事項)

区 分		満 点	内 訳
一般教育科目	論文式	300点	人文科学系列 100点
			社会科学系列 100点
			自然科学系列 100点
	短答式	300点	人文科学系列 100点
			社会科学系列 100点
			自然科学系列 100点
外国語科目		200点	和文外国語訳 100点
			外国語和訳 100点

## 司法試験第一次試験合否判定方法・基準

(平成14年2月5日司法試験考査委員会議申合せ事項)

次の基準により合否の判定を行うが、この基準は一応のものであって、諸般の事情により、これと異なる判定をすることを妨げるものではない。

(基準)

全科目の得点の合計が満点のおおむね60パーセント以上となる者を合格とする。